

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成 2 1 年 1 0 月 1 9 日（月）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成 2 1 年 1 0 月 1 9 日		開 会
		午前 9 時 3 0 分
		閉 会
		午前 1 0 時 3 0 分
出席者	委員	加 藤 明 徳 古 内 明 東 條 恵美子 △米 山 定 克 阿 部 善 博 ○中 村 昌 治 二 木 栄 一 大 沢 洋 子 須 田 毅 藤 井 克 彦
	議員	議長 岸 浪 孝 志 副議長 菅 原 康 行
欠席者	角 尾 彰 央	
説明のため出席者	な し	
事務局職員	今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 今村同課同班主幹 小宮同課同班主幹 八木同課調査班担当課長 川野同課同班副主幹 田中庶務課長	

協 議 事 項	議会だより第１６７号の発行について １２月定例会の招集予定について 地方自治法の改正に伴う協議等の場について その他
傍 聴 者	なし
署 名	委員長　　中　村　昌　治

午前 9 時 3 0 分 開会

○中村委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は 1 0 名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 異議ないので、これを許可する。

これより日程に入る。

—————◇○◇—————

議会だより第 1 6 7 号の発行について

○中村委員長 さがみはら市議会だより第 1 6 7 号の発行についてを
議題とする。

事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 市議会だより第 1 6 7 号の発行について説明す
る。

資料 1－1 は、第 1 6 7 号の主な掲載記事を列記している。発行日は、平成 2 1 年 1 1 月 1 日、日曜日である。1 面から 8 面には資料に示した内容を掲載予定だが、具体的な内容については、資料 1－2 の割りつけ表により説明する。資料 1－2 をごらんいただきたい。

1 面の大見出しは、「平成 2 0 年度決算を認定 水辺環境の保全促進に向けた新規条例などを可決・同意」である。写真は、1 0 月 1 1 日に行われた第 1 7 回相模ねぶたカーニバルの様子を掲載予定である。記事については、リードのほか、主な議案の概要、議会日誌、平成 2 1 年度一般会計・特別会計補正予算の内容を示した表を掲載する。欄外には、インターネットホームページの案内を掲載する。

2 面は代表質問で、一部 3 面にも掲載してある。リードには、代表質問を行った議員の氏名と会派名を発言順に掲載している。記事は、大見出し 1 件、中見出し 2 件、小見出し 1 件である。大見出しは「経済不況の影響など 平成 2 0 年度決算の評価は」、関連する写真として、平成 2 0 年度にモデル事業がスタートした放課後子ども教室を掲載予定である。中見出

しだが、写真下の「区役所の体制や人材確保など 政令市移行への準備状況は」、右下の「本市の緊急経済対策 実施効果と今後の考え方は」を掲載する。小見出しは、「待機児童の解消など 子育て支援の取組は」である。欄外には、全会派名などを掲載予定である。

3面は、代表質問3件と委員会の審査の主な内容を掲載する。最初に代表質問だが、小見出しとして上から順に、「新型インフルエンザ 流行期の対応策は」、「新しい総合計画 進行管理の手法は」、「公共交通の充実 市民意見と課題は」の3件を掲載する。

次に委員会の審査だが、9月定例会では決算特別委員会が設置され、決算審査を行ったので、委員会の審査の大見出しの左側に、設置の経過や審査日程などを掲載する。民生委員会は、国民健康保険条例の一部改正と市立保育園設置条例の一部改正及び不動産の処分の3議案、環境経済委員会は、ペット霊園の設置等に伴う生活環境の保全に関する条例とホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例及び工事請負契約、相模原麻溝公園競技場バックスタンド建設工事の3議案、文教委員会は、市立相模川自然の村野外体験教室条例の一部改正、建設委員会は、工事請負契約、仮称市立並木団地建設工事その1と工事委託協定、矢部駅地下横断施設整備工事の2議案に関する審査の内容である。関連する写真として、民生委員会の記事に古淵保育園、建設委員会の記事に矢部駅踏切を掲載予定である。

4面から7面は一般質問で、見出しとともに質問した議員の氏名と会派名を掲載する。なお、ごらんいただいている割りつけ表には、掲載順位2番目の通告項目に関する見出しも表記している。紙面の説明は、掲載順位1番目の通告項目、枠で囲まれた見出し部分だが、上段から順に説明する。

まず4面だが、一般質問の見出しの左側に、「老朽化した児童館 改修する考えは」、相模原市民連合二木議員。「多重債務者の過払金 滞納税等へ充当を」、無所属クラブ東條議員。「新しい交通システム 市民とともに検討を」、新政クラブ阿部議員。「農業の6次産業化 本市での取組状況は」、創史会河本議員。「精神障害者への支援 本市の取組状況は」、民主クラブ渡辺議員。このページに最後になるが、「中学校の修学旅行 原爆資料館の訪問を」、公明党栄議員。以上6名の議員の質問を掲載し、二木議員、河本議員、渡辺議員の質問に、それぞれ関連する写真を掲載予定

である。

5面だが、「災害時の高齢者支援 福祉施設との連携を」、新政クラブ寺田議員。「障害者支援センター 拡充の考えは」、無所属クラブ池谷議員。「保育の質の向上 本市の取組状況は」、公明党山崎議員。「鵜野森の宅地整備 放置業者への指導は」、創史会古内議員。「深堀川への転落防止 今後の安全対策は」、無所属クラブ西村議員。「帝京大学の移転計画 地元住民への対応は」、新政クラブ大神田議員。このページの最後になるが、「社会福祉協議会への委託事業の見直しは」、相模原市民連合岩本議員。以上7名の議員の質問を掲載し、池谷議員、山崎議員、西村議員の質問に、それぞれ関連する写真を掲載予定である。

6面だが、「深刻な子どもの貧困 教育への権利保障を」、日本共産党菅野議員。「線引き素案の修正と今後の進め方は」、新政クラブ小野沢議員。「特別養護老人ホーム 待機者の解消策は」、日本共産党藤井議員。「小田急多摩線 相模線以遠へ延伸を」、新政クラブ中村議員。「発達障害者への支援 市の役割と認識は」、相模原市民連合江成議員。「子どもの居場所づくり 本市の目指す姿は」、新政クラブ折笠議員。このページの最後になるが、「事業仕分けの実施で更なる行政改革を」、公明党小林一郎議員。以上7名の議員の質問を掲載し、菅野議員、小野沢議員、小林一郎議員の質問に、それぞれ関連する写真を掲載予定である。

7面が一般質問の最終面である。上段右側に、「青少年問題協議会 部会設置で活性化を」、民主クラブ大沢議員。左側に、「麻溝台・新磯野地区 区画整理の状況は」、新政クラブ稲垣議員。以上、お二人の議員の質問を掲載し、稲垣議員の質問に関する写真を掲載予定である。

一般質問の下には、陳情の審議結果と意見書並びに議会内会派の構成と議案審議結果一覧表を掲載する。欄外には、会議録とインターネット放映のお知らせも掲載予定である。

最後に8面だが、平成20年度決算に対する各会派、無所属議員の討論要旨を発言順に掲載する。また、上段左側に平成20年度決算の表とグラフを、下段左に12月定例会のお知らせも掲載する。欄外には、前号から載せている資源分別回収のお願いについてを掲載する。

○中村委員長 ただいまの説明について、質疑、発言があったらお願い

いする。――

ないようなので、本件を終わる。

――◇○◇――

1 2月定例会の招集予定について

○中村委員長 1 2月定例会の招集予定についてを議題とする。

事務局から説明させる。

事務局長。

○今田議会事務局長 1 2月定例会の仮案について説明する。資料2
をごらんいただきたい。

この件については、9月定例会最終日の議運の際にも少々言ったが、委員会の日程についてで、この数年は、総務委員会を3人の副市長が担当していた関係で、総務委員会の翌日に、委員会条例では一番最後に位置づけられている文教委員会を持ってくるという変則的なスタイルをとっていたが、ここで副市長の担任意務の変更があり、少しその辺の見直しができる環境が整った。したがって、少し見直しをしたのが、この資料にお示しのとおり、1 2月1日が総務委員会、2日が環境経済委員会、3日が民生委員会、4日が建設委員会、7日が文教委員会、このような方法で委員会を運営したらいかがかという案なので、協議、確認してもらえればと思う。

○中村委員長 ただいま事務局からあった1 2月定例会の招集予定の仮案について、意見、発言のある方は願います。

共産党。

○藤井委員 参考までに、委員会条例に、この順番がどのように定められているのか教えてほしい。

○中村委員長 事務局長。

○今田議会事務局長 委員会条例上では、総務委員会、民生委員会、環境経済委員会、建設委員会、文教委員会という順番である。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 順番をそういうふうにすると、何条でどういうふうに書いてあるのか、ちょっとわからなかった。

○中村委員長 事務局長。

○今田議会事務局長 委員会条例の別表で、2条に委員会の名称と定数、それから所管という表現があって、それを別表に移している。市議会関係例規集の11ページに書いてある。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 ただ、これを見る限り、順番をこのようにとは読めない。

○中村委員長 事務局長。

○今田議会事務局長 順位づけをしているものではないが、表に示しているのが、上から順番に順位という意味ではそういうことだろうと思って、今、申し上げた。

○中村委員長 共産党。

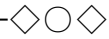
○藤井委員 余りこだわって議論するつもりはないが、条例にこういうふうに順番が決まっているが、実態からしてそういうふうにできなかったと理解するのか、一応、正確に理解しておきたいと思った。特に条例では、委員会の開催の順番を指示しているようには理解できないという思いで、今の説明を伺っても、ちょっと無理があるのではないかと考えた。これ以上言わないが、私の疑問を払拭してくれる説明があれば聞いておきたい。

○中村委員長 事務局長。

○今田議会事務局長 特段、反論の意味ではないが、やはり一般的には、上に書いてあるものから順番に行っていく、特段、そこで不都合がない限りは、この順番で行っていくのが通常考え方だろうと思っており、これまでも、過去にはそういう方法で行われたと理解している。たまたま助役とかの担当事務の関係で、2日間にまたがった場合には影響が出てくる可能性があることから、委員会の順番を変えていったということから見ても、一般的には上から順番にやっていくのが素直な考え方ではないかと理解している。

○中村委員長 もとの順番に戻して、やはり副市長の事務分担の関係で民生と環境経済が入れ違ったということで理解してもらって、このような新たな日程で進めていきたいと思う。いいか、確認してもらいたい。

ありがとうございます。



地方自治法の改正に伴う協議等の場について

○中村委員長 地方自治法の改正に伴う協議等の場についてを議題とする。

5月11日の議運において、全員協議会を会議規則へ位置づけることが確認され、代表者会議の検討に合わせ、進めていくことになっていた。先日、代表者会議において、代表者会議は、当面、会議規則への位置づけを見送ることになった。ついては、部会の位置づけについては懸案事項となっているところだが、それに先立って、全員協議会の会議規則への位置づけについて協議したい。

まず、代表者会議の結果が出たことを受けて、全員協議会と部会の位置づけをどうしていくか方向性をとということで議運に預けられている。部会については、他市のいろいろな部分を調査したり、状況、位置づけが難しいようなところで、各会派で持ち帰りとなっていたが、全員協議会については5月11日の議運で確認しているので、せっかく決まっていることが、部会とセットでなければいけないということでもないと思うので、了解してもらえれば、全員協議会について、先に会議規則への位置づけをしたいと思っている。この件に関して、例えば部会と一緒にの方がいいとか、やはり先行して決まったものだから、全員協議会から先に決定していくとか、皆様からの意見をもらいたい。一応、正副では、全員協議会については先に位置づけをしたいという意向でいる。

無所属クラブ。

○東條委員 資料3の案について、議運で決定したら、次の全員協議会から傍聴がオーケーということになるのか。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 傍聴の関係だが、全員協議会の傍聴をどうしようかということも、きちんと位置づけなければいけないので、傍聴を許可するのか、非公開にするのかは、基本的には、議運で協議して決めてもらうことになる。基本的な話をさせてもらおうと、せっかく会議規則の中に位置づける会議が傍聴を許可しない会議になることもいかなものかとは

思っているが、その辺については、議運の中で協議してもらうことになる。

○中村委員長 無所属クラブ。

○東條委員 議運で決まれば、次の会議から、傍聴も含めてできるのか。手続はどんな感じなのか。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 会議規則に位置づけになると、当然、議決行為なので、議提議案を提出して、本会議で議決行為がされる。議決だけではなくて、当然、それを一般市民に知らしめる期間、公布ということが必要なので、それが済んだ後で、何月何日からこの規則をするということになれば、その日から、傍聴許可ということであれば傍聴が可能である。

○中村委員長 いろいろな部分で正式な規定をすることによって、傍聴等も他の委員会等に合わせてできるような方向性へ向かうのではないかと考えている。したがって、市民に対して会議の内容を少しでも明らかにした方がいいと思うので、ぜひ、全員協議会について、先行して位置づけていく。また、部会については、相模原市独特のもので、取り扱いが非常に難しい部分があるので、ぜひ、全協を位置づけた後に、皆様でいろいろな部分、位置づけすべきかしないかを含めて、別の場で協議してもらえたらいいかと考えている。

無所属クラブ。

○東條委員 早くというのはまず第一だと思うが、部会も含めて、次の12月議会に出せばいいと思う。それに当たって、具体的にどういふところをどう整備すればいいのかとか、そのことによって、問題と言っていふかどうかかわからないが、起こってくるかということも含めて、整理して、その課題の部分の解決ができるのかが具体的にはっきりしていくのであれば、できるだけ一緒にした方がいい。重要なものは全協だが、それなりに、ある程度の説明を委員会の後の部会ですとか、部会だけを開くということに済んでいるものについては部会という形でやっているという認識を私は持っている。そういう意味では、全協と中身が違うという認識は余り持っていないので、できれば傍聴できた方がいいのではないかとと思う。2つに分けると、面倒なことが起こるということはないと思うが、なぜという話はあると思うので、そのところは皆さんで協議したらどうか

と思う。

○中村委員長 ただいま無所属クラブから、やはり一緒に位置づけていった方がいいだろうという意見があった。他会派の皆様、いかがか。

共産党。

○藤井委員 今の意見の趣旨はわかるが、ただ、私は委員会の部会について、この間も意見を言ってきたし、やはり、よく調査検討が必要で、見直しも必要なのではないかという思いが強くある。そういう意味で、とりあえず、ある部分、議が調った全協を先にとという扱いがあってもいいのかなと。もちろん、早く議が調うのであれば、それは早いにこしたことはないので一概に否定するつもりはないが、部会についてはきちっとした議論をしたいと思っているので、それが加速度的に行われるのであれば、一緒にやってもいいと思う。

○中村委員長 共産党からはそのような意見で、正副も、やはり5月にある程度の方向性が決まっていながら、5カ月経過している部分、要するに、その間に開催された全協において、傍聴できない状況が続いていることを非常に重く受けとめており、今回、議会だよりのための議運の場に出させてもらった。他の会派の皆様、何かあるか。

公明党。

○加藤委員 部会そのものの考え方について、会派の中でもう少し議論したいということで、今回、部会を位置づけるという議論は会派としての結論はまだなので、まず、全協の位置づけを先行してもらえればと思う。

○中村委員長 新政クラブ。

○須田委員 うちも部会についてはまだ議論を要する部分があるので、全員協議会を先にやってもらいたい。

○中村委員長 市民連合。

○二木委員 うちも、できるのであれば部会と全協と一緒にというのは基本的なスタンスではないかと思うが、部会の位置づけの議論がまだ煮詰まっていないということで、全協を先にと考えている。

○中村委員長 民主クラブ。

○大沢委員 私どもは、方向性は決まっているものの、今、傍聴もできない状態で、まずは全協をきちっとした上で、会派としては、部会の方

がまだ検討の余地があるので、とりあえず全協の方からということである。

○中村委員長 創史会。

○古内委員 うちもいろいろと話し合いの中で、全協の位置づけについて、やはりしっかりとした方向性を持って、本来であれば部会もセットでやれば一番いいが、全協を先に進めて、部会はよく煮詰めてからという話を前回から持っているので、全協を先に進めてもらいたい。

○中村委員長 多くの会派が、部会との並行で進めていくべきということは承知しつつも、全員協議会について、先行させてということである。また、全員協議会のいろいろな部分の規定についても、本日の議運の中で最終決定まで至らないと思うので、無所属クラブ、できたら先行させてもらって、部会についても協議があるところで、ちょっと中途半端になってしまって、また、それぞれの会派でいろいろな部分で協議してもらって、議運の場でできれば並行しながらやりつつも、もし全員協議会について先行で規則に織り込めるなら、そういう方向性でいこうということ Understanding してもらえるか。

無所属クラブ。

○東條委員 皆さんの意見はもっともだと思うが、やはり傍聴する側、市民の認識というか、なぜ全員協議会だけという認識はあると思っており、変な言い方をすると、都合の悪いことがあるから傍聴できないという意識を持たれてしまうことについて、理由がわかれば別にそれでいいと思うが、できれば、セットでできるような形をとる。結果として、こういう問題があるからということがはっきり見えてきたのであれば、ここの部分の課題が解決できないから、部会は次回という形にするのがいいのではないかと考える。これは意見である。

○中村委員長 無所属クラブの意見ももっともで、5月に全協の方向性を決めて、それから時間がたってしまって、どの会派も部会について、それぞれどういうスタンスで、どういう考えか、会派で一度持ち帰って認識してもらって、それを全協の協議とともに並行してやりながらも、規定できるのだったら、全協を先にとということ Understanding してもらえるか。

○東條委員 はい。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 なぜという部分に関連して、委員会の部会について問われているのは、傍聴を認めるか認めないかだけではない。要するに、委員会の権限とか審議の範囲を直接議題になっている議案だけと位置づけるのか、それとも、日々行われている行政のいろいろなことについて委員会がきちんとやっていくという中で、いろいろな行政計画とか施策の状況とかを正式な議題として議論してもいいのではないか。委員会の権能を高めるという意味での議論をしたいと思っている。そういう議論をするには、やはり時間が必要という思いがあるので、早く傍聴したいという市民の思いは受けとめつつも、議会として少し変わっていくというテーマでもあるということで理解してもらえないかと私は思っている。

○中村委員長 各会派、それぞれいろいろな認識があるが、現段階において、全員協議会については、皆さんの認識が一步進んでいる。まず、全員協議会について話をしながらも、ところどころで、時間のある際には部会について議運の中で協議できるような形で、事前に、この次の議運では少し部会の話をしていく等、正副で時間をつくっていく調整をしたいと思うので、先行している協議会を一步進めつつも、部会についての協議を進めていく形で進めさせてもらえたらと思うが、いいか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

 よろしくお願いします。

 全員協議会については、本日、お手元に資料３、資料４ということで示している。全員協議会の会議規則への位置づけについて、事務局から説明させる。

 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 会議規則への位置づけについて説明する。資料３をごらんいただきたい。

 別表については、５月１１日の議会運営委員会で、名称は全員協議会、目的は市政等に関する重要案件の協議、構成員は全議員、招集権者は議長ということで確認されている。

 従来は、第７章に議員の派遣という項目があった。これを１章繰り下げて、第７章に協議又は調整を行うための場というのを入れて、第７章第１５０条に議員派遣の内容が書かれているが、それを第１５１条にして、第

150条は、お手元に示してある内容である。12月議会最終日になると思うが、こういう改正を議提議案で出してもらいたいということが一つである。

資料4は、さきの5月11日の議運の中でも、全員協議会を位置づけるに当たって、細かい内容をどうするのかという質問があった。細かい内容については、市議会全員協議会規程を設けた中で整理したらどうかということで、本日、素案を示した。1条ずつ読ませてもらう。

趣旨、第1条だが、この告示は、相模原市議会会議規則第150条第4項の規定に基づき、全員協議会の運営その他必要な事項を定めるものとするということで、先ほどの第150条第4項をごらんいただきたいが、協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定めるということで、こちらで運用させてもらった。

所掌事務だが、協議会は、市政等に関する重要案件の協議を行うものとするということで、別表の目的に書かれている内容である。

構成については、協議会は、全議員をもって構成する。こちらも別表のとおりである。

招集、第4条だが、協議会は、議長が招集し、これを主宰するということで、招集の関係については別表に記載がある。それから第2項で、議員定数の4分の1以上の議員から協議すべき事件を示して招集の請求があったときは、議長は、協議会を招集しなければならないという規定を設けたらどうかということである。議員定数の4分の1あるいは議員定数の過半数とか、定め方はいろいろあると思う。1つの参考例として、4分の1ということは、臨時会の招集請求が自治法上、議員定数の4分の1という定めもあるので、議員定数の4分の1ぐらいの議員から請求があったときはということではいかがかということである。

議長の職務、第5条で、議長は、協議会の会議を整理し、秩序を保持する。2項は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行うということである。

第6条、定足数だが、協議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ開くことができないということである。こちらは自治法上の定足数が過半数ということが決定されている。全員協議会ではなくて、一般的

な議会を開催するための過半数ということである。

賛否の取扱い、第7条だが、協議会において賛否を問う必要がある場合は、議長が定める方法で行うということで、今までの例だと、私は特に賛否を問うということは経験したことはないが、これから、第4条で議員定数の4分の1以上の議員からという重要案件が提起されたときに、もしかしたら、賛否を問う場面もあるのではないかとすることを想定した中で、一応、このような表現をさせてもらいたいということである。

第8条の除斥だが、議長は、協議会の同意があったときは、協議すべき事件に直接利害関係のある議員を退席させることができるということで、いろいろなものが想定されるが、除斥すべき事件、理由がある内容を審査しなければならないことも中にはあるということで、除斥条項を入れさせてもらった。

出席要求、第9条、議長は、協議会において必要と認めるときは、市長その他協議事項の関係者（以下「市長等」という。）の出席を求めることができる。第2項、協議会は、市長等に対して説明、意見を聞き、又は質疑することができる。

傍聴の取扱い、第10条だが、協議会は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。裏面をお願いする。2項として、議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。3項として、協議会の傍聴に関しては、相模原市委員会傍聴規程を準用するということである。

記録、第11条で、議長は、職員をして議事の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。2項として、前項の記録は、議長が保管するということである。

第12条、委任だが、この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定めるということで、基本的な事項をこの規程の中に定めさせてもらえればどうかということで素案を示させてもらった。

○中村委員長 ただいまの説明について、質疑等があったらお願いします。

共産党。

○藤井委員 これは会派に持ち帰ってよく議論しないと、当然、きょう、この場でということにはいかないと思う。持ちかえる意味でも伺って

おきたいということで、1つ大きな点は、7条の賛否という話で、私自身はちょっとびっくりしたが、そういうことがあり得るのか、だとすると、全員協議会の位置づけというものは何なのかということが改めて問われるのではないかと、この辺のことをどう考えるのかは1つ論点になると思うが、参考までに、他市で全員協議会で賛否ということを経営に位置づけてやっている例があるのかを伺いたいのと、もう一つは、傍聴の取り扱いの書き方で、ほかの委員会とかのいろいろな書き方と比較してみたときに、例えば委員会条例だと、傍聴の取り扱いの後に秘密会についての規定があって、議決によって秘密会とすることができるということが書いてあって、これは裏返せば、普通は公開というのが読み取れる。それとの比較で、委員会条例の書き方と、きょう提案された素案の書き方とどういう違いが出てくるのか。この素案を準備する中で、その辺の議論があったら聞いておきたい。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 賛否の取り扱いの関係については、想定されるものとしてどういったものがあるのかと考えた中で、ここに引用しているが、全員協議会の所掌事務というか、その内容が、今までは議会から主体的にやるということではなくて、当局から内容説明をしたいという意向が示されて、全員協議会が開催されていると承知しているが、今後は、議会みずからがいろいろな部分で全員協議会を開催する場面もあるのではないかと議論を受けた中で、賛否を問わなければならないような内容が協議されることも想定されるということで、賛否という第7条を入れさせてもらった。こういった内容という具体的なものはないが、今後そういったものが必要になることが想定されるということで入れさせてもらった。

傍聴の関係は、議長が許可するというところで、秘密会との関係だが、基本的には、委員会条例は秘密会にすることができるという規定が第19条にある。ここで特に秘密会の記載をしなかった大きな理由としては、全員協議会は会議規則に位置づけされるが、基本的に秘密会にするようなものがあれば、委員会も同じだが、議長の許可というところで読み取れるということで、秘密会という項目は設けなかった。

○中村委員長 賛否の件で、他市の例というのは。

○佐藤議事調査課長 失礼した。賛否の他市の例だが、他市がどうい

った内容で全員協議会を開催しているかは十分承知していないが、他市でも賛否というものが規程の中に盛り込まれている市が幾つかあり、皆無ではない。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 2 番目の質問への答えとの関連で、委員会条例の傍聴の取り扱いで、許可した場合に傍聴を認めると書いておきながら、さらに秘密会について、議決によって秘密会とするということが書いてあるが、秘密会ということと傍聴を認めないということと同じ意味なのか。例えば、会議録そのものがなくなってしまうとか、傍聴を認める認めないの話と、秘密会なのかそうでないのかということの意味が同じなのか、違うならどういう点が違うのかを理解しておきたい。

○中村委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 基本的には、秘密会とされた場合、例えば委員会の情報公開請求があっても公開できない。それから、基本的に委員長が傍聴だけ許可しなかったということになると、当然、会議録は公開される。秘密会になると、当然だが、委員は秘密会で審議したことについて他に漏らしてはいけないという制約が出てくる。職務上知り得た秘密になるので、そういったところが出てくるのが大きな違いと考えている。

○中村委員長 共産党。

○藤井委員 わかった。そういう意味でいくと、秘密会を奨励するつもりはさらさらないが、中身の面でそういうことが全くないのかどうかということも考えた上で、傍聴許可についての規定だけでいいのかどうかは考える必要があるということで、持ち帰って検討したいと思う。

○中村委員長 他に、質疑、発言はあるか。――

共産党からもあったように、本日この場でというのは非常に難しいので、各会派に持ち帰って、この素案についてよく協議して、次回なり、議運の中で方向性を示していくということでもいいか。――

確認してもらった。それでは、各会派での協議をよろしくお願いします。

――◇○◇――

その他

○中村委員長 その他についてを議題とする。

前回の議運で、新政クラブと無所属クラブにより選出することになった政令指定都市に関する特別委員会委員、米軍基地返還促進市民協議会理事の氏名について、事務局から報告させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 前回の議会運営委員会の中で、政令指定都市に関する特別委員会委員は新政クラブ、米軍基地返還促進市民協議会理事は無所属クラブということで枠が決定された。資料５をごらんいただきたいが、政令指定都市に関する特別委員会は新政クラブから須田議員、米軍基地返還促進市民協議会は無所属クラブから東條議員ということである。

○中村委員長 この件に関しては間違いがないと思うので、確認してもらいたい。

その他、何か発言があるか。――

事務局からはあるか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 先ほど藤井委員からも話があった委員会条例の別表があるが、政令市に移行するに当たり、組織が改正になる。まだ政令が公布されていないので何ともいえないが、１２月議会に、この別表の改正をお願いしたいと考えている。内容としては、組織変更の市の組織条例が出てくるので、それに準じたものである。

それから、政令市の議員になると資産を公開しなければいけないということで、資産公開条例の制定が必要になってくる。こちらについても、１２月議会に資産公開条例の制定の関係について、議提議案で提出をお願いするようになる予定なので、御承知おきいただきたい。

それから、情報提供ということだが、本市はまだやっていないが、いろいろな市でインターネット中継を始めていることもあり、きょうはお手元にお示しするものは何もないが、本市議会としても、委員会のインターネット中継実施に向けて検討したいと思っている。実施時期については、来年とかではなくて、多分、来会期ぐらいからになるかという計画的なものである。

それから、９月定例会の本会議中に天井裏から音がしたということで調

査したところ、小さい軽石みたいなものが剥離して、天井に当たって音がしたということで、ほかにもいっぱいそういったものがあるので、剥離防止工事を１０月３１日から実施する。若干、業者が出入りすることもあるので、御承知おきいただきたい。工事期間としては、１１月１７日の本会議前の１６日までには完全に上げたいということで、実際の作業はもうちょっと早目に終わるかもしれないが、一応そんな予定になっているので、御承知おきいただきたい。

○中村委員長 ただいまの説明について、発言があったらお願いします。

――

特に、剥離したものについては私や阿部委員のちょうど上あたりで音がしたので、無所属クラブとか共産党は音が聞こえなかったかもしれないが、石が天井裏に当たったような感じがした。

委員会条例別表の改正、委員会のインターネット放映、議場の天井裏の改修ということでいいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

確認してもらった。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 お手元に資料はないが、インフルエンザの予防接種が本日から始まるという報道があった。この予防接種をするに当たって、低所得者というか、生活に困窮している方には市町村の対応ということで、相模原市は免除するという考え方でいるようで、それに伴う補正予算を急遽つくり上げなければいけないが、議会を開催するいとまがないということで、専決処分にさせてもらいたいような話がある。まだ専決処分をしたという情報はないが、先週そのような話があったので、もしかしたら、近日中にそのような情報提供をするようになるかもしれないので、御承知おきいただきたい。

○中村委員長 ただいまの件についてはいいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

特に今、大流行しているので、了解してもらいたい。

その他、何か発言があったらお願いします。――

次回の議会運営委員会は、１１月１１日と書いてあるが、実はもう１２月議会の最初の議運である。先ほどの全員協議会、部会等の協議をする時

間をこの前に一度設けた方がいいと思うが、ただ、皆さんの日程が相当入ってしまっているのではないかと思う。無理だったら11月11日の議運ということで、もし日程がとれるようだったら、どこかへ1日でも半日でも午後からでもと思っているが、事務局サイドでは、どこか日程がとれるようなところはあるか。――

では、次回の議運は11月11日ということでいいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

できたら、先ほどの全協、部会の部分についても、その期間に、できる限り、いろいろ協議してもらいたい。

次回の議会運営委員会は、11月11日午前9時30分から開会する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午前10時30分 閉会